

市民意見聴取に係る施策の概要

案件名: 尼崎市文化財保存活用地域計画の策定について

(副題)

局課名: 教育委員会事務局 社会教育部 歴史博物館

施策の目的	文化財保護法に規定された市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、文化財行政の中・長期的な基本方針と、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランとしての両方の役割を担う、文化財保存活用地域計画を令和7年度を目標に策定する。
現状・背景	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの文化財保護行政は指定・登録等に係る文化財を個別に保存・活用してきた。 ・人口減少や高齢化の進展等により、確実な文化財の存続につなげるため、地域総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制の構築が求められている。 ・地域の歴史や文化にまつわるコンテキスト(背景)に沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげる計画が必要となってきた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・未指定文化財を含めた有形無形の文化財を総合的・一体的に保存・活用するためには、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが連携し協力していくことが必要となる。 ・計画は地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに市民の意見を聴取し、確実な文化財の継承につなげるための課題・方針・措置を構築し策定する必要がある。 ・文化庁の認定を受ける必要があり、上位計画の尼崎市総合計画、兵庫県の文化財保存活用大綱に照らし、適切で整合性のとれた計画を策定しなければならない。 <p>・これらの取組と整合性を取りながら、計画策定を進めることが必要である。</p>
施策の策定にあたっての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会事務局社会教育部歴史博物館が所管課となり、庁内関連部局や学校、社会教育施設、文化施設等と連携を図りながら計画を策定する。 ・策定に当たり、付属機関である文化財保護審議会の意見を聴取すると共に、『文化財保護法』第183条の9に規定された協議会を組織し、庁内関連部局、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体等の意見を聴取し、協議する。 ・市民の意見聴取のため、地区ごとの説明会を開催し、直接、市民に説明し、意見を聴取する機会を設ける(令和6年度)。
意見を聴取するポイント	<p>尼崎の歴史や文化にまつわるコンテキスト(背景)に沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用し、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげるため、以下のことをお聞きする予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活空間における地域の文化財、歴史文化について ・未指定の文化財や地域で大切にしているものについて ・文化財や歴史文化の確実な継承のための取組等 <p>また、各地域の生涯学習プラザで実施する文化財保存地域計画説明会では各地域の文化財、歴史文化に係る課題もお聞きしたいと考えている。</p>
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	<ul style="list-style-type: none"> ・付属機関である文化財保護審議会の意見を聴取する。 ・『文化財保護法』第183条の9に規定された協議会を組織し、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体等の意見を聴取し、協議する。 ・各地域の生涯学習プラザで説明会を開催するなかで、直接、市民に説明し、意見を聴取する機会を設ける(令和6年10月頃)。
お問い合わせ先	<p>教育委員会事務局社会教育部歴史博物館 〒660-0825 兵庫県尼崎市南城内10番地の2 電話番号(TEL) 06-6489-9801 ファクス(FAX) 06-6489-9800 メールアドレス(Eメール) ama-rekihakubunka@city.amagasaki.hyogo.jp</p>